

熊本県立自然公園条例の一部改正について

1. 改正の経緯

自然公園法が改正された（令和4年4月1日施行）ことから、同様の趣旨で熊本県立自然公園条例を改正するもの。

2. 改正の趣旨

熊本県立自然公園において、市町村や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護に加えて利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」（自然を保護しつつ活用することで地域の資源としての価値を向上）を実現する。

3. 主な改正内容

(1) 利用拠点整備改善計画制度の新設

公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町村や旅館事業者等で構成される協議会が「利用拠点整備改善計画」を作成し、知事の認定を受けた場合には、実施に係る許認可を不要とする。

(2) 自然体験活動促進計画制度の新設

魅力的な自然体験活動の開発等を促し、県立自然公園の楽しみ方の充実を図るため、従来の公園施設のハード整備に加え、新たに自然体験活動の促進を位置づけ、市町村やガイド事業者等で構成される協議会が「自然体験活動促進計画」を作成し、知事の認定を受けた場合には、実施に係る許認可を不要とする。

(3) 県立自然公園の保全管理の充実

県立自然公園のプロモーションの促進、野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防、公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備、公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進、特別地域等における行為規制の違反に係る罰則の引上げ等の措置を講じる。

(4) その他（規制緩和）

市町村等が公園事業の一部を執行する場合及び市町村等が合併又は分割により公園事業者の地位を承継する場合における知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議に改める。

4. 改正スケジュール

- ・ 令和4年12月27日～令和5年1月25日 パブリックコメント実施
- ・ 令和5年2月県議会に条例の一部改正案を提出
- ・ 令和5年3月24日 公布（予定）
- ・ 令和5年7月1日 施行（予定）